

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 特定計量器定期検査の実施（四件）……………一  
……………（生活文化局計量検定所検査課）……………一
- 建築基準法による一団地の区域（二件）……………二  
……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………二  
……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……………四  
……………（同）……………四
- 都道の区域変更……………六  
……………（建設局道路管理部路政課）……………六
- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………七  
……………（不在者投票管理者を置く施設の指定取消し）……………七
- 不在者投票管理者を置く施設の指定取消し……………七  
……………（不在者投票管理者を置く施設の指定取消し）……………七
- 開発行為に関する工事完了……………七  
……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……………七
- 平成三十一年度（島しょ地区）防火管理講習及び防災管理講習の実施……………七  
……………（東京消防庁）……………七

### 告示

●東京都告示第十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和元年五月十三日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

一 検査地域 稲城市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）を。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和元年六月十日から同月二十八日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所

（一）特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

（二）のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会

の名称

●東京都告示第十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年

通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和元年五月十三日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

一 検査地域 三鷹市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）を。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和元年六月七日から同年七月三日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所

特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所

五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会

の名称

●東京都告示第十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和元年五月十三日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

一 検査地域 三鷹市、町田市、日野市及び多摩市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和元年六月十日から同年七月十二日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会  
検査機関  
の名称

●東京都告示第十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和元年五月十三日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

一 検査地域 青梅市、羽村市、あきる野市、日の出町及び奥多摩町

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの（分銅及びおもりを含む。）

三 検査期日 令和元年六月三日から同月二十八日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会  
検査機関  
の名称

●東京都告示第十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和元年五月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日  
対象区域の地名地番 認定年月日  
練馬区光が丘三丁目二十五番九、同 平成三十一年三月二十七から同番六十五まで、同番六十七から同番八十一まで、同番八十三から同番八十七まで、四千九十六番及び四千百十三番四並びに光が丘七丁目二十五番二十、同番二十一、同番二十四から同番三十一まで及び同番三十三から同番六十二まで

二 認定計画書の縦覧場所  
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第二十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条

の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和元年五月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日  
対象区域の地名地番 認定年月日  
大田区羽田空港二丁目の一部、同所 平成三十一年四月一日から同番十四まで、同番十五の一部及び五番

二 認定計画書の縦覧場所  
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第二十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年五月十三日

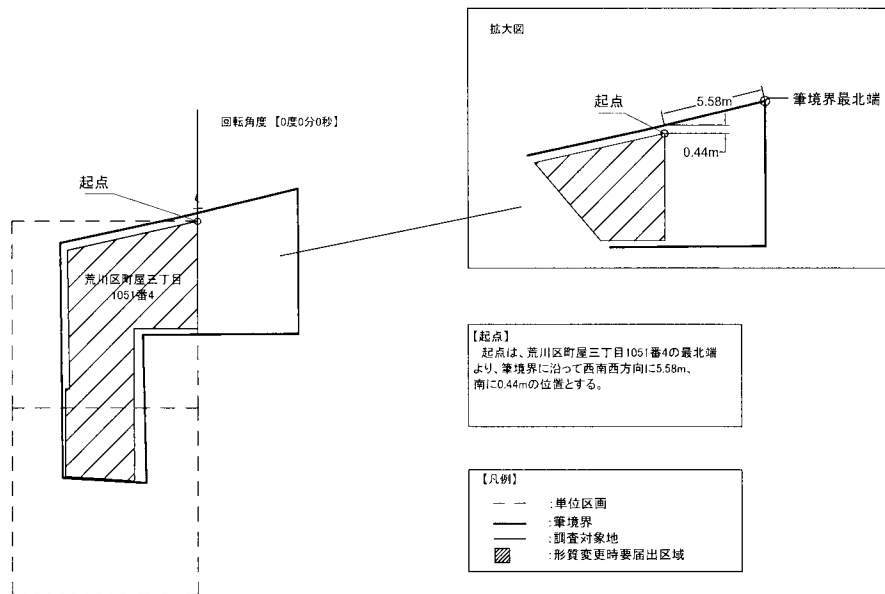
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（荒川区町屋三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有

害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【起点】  
 起点は、荒川区町屋三丁目1051番4の最北端より、筆境界に沿って西南西方向に5.58m、南に0.44mの位置とする。

- 【凡例】
- : 単位区画
  - : 筆境界
  - : 調査対象地
  - ▨ : 形質変更時要届出区域

【格子の回転角度(0度0分0秒)】  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二十二号

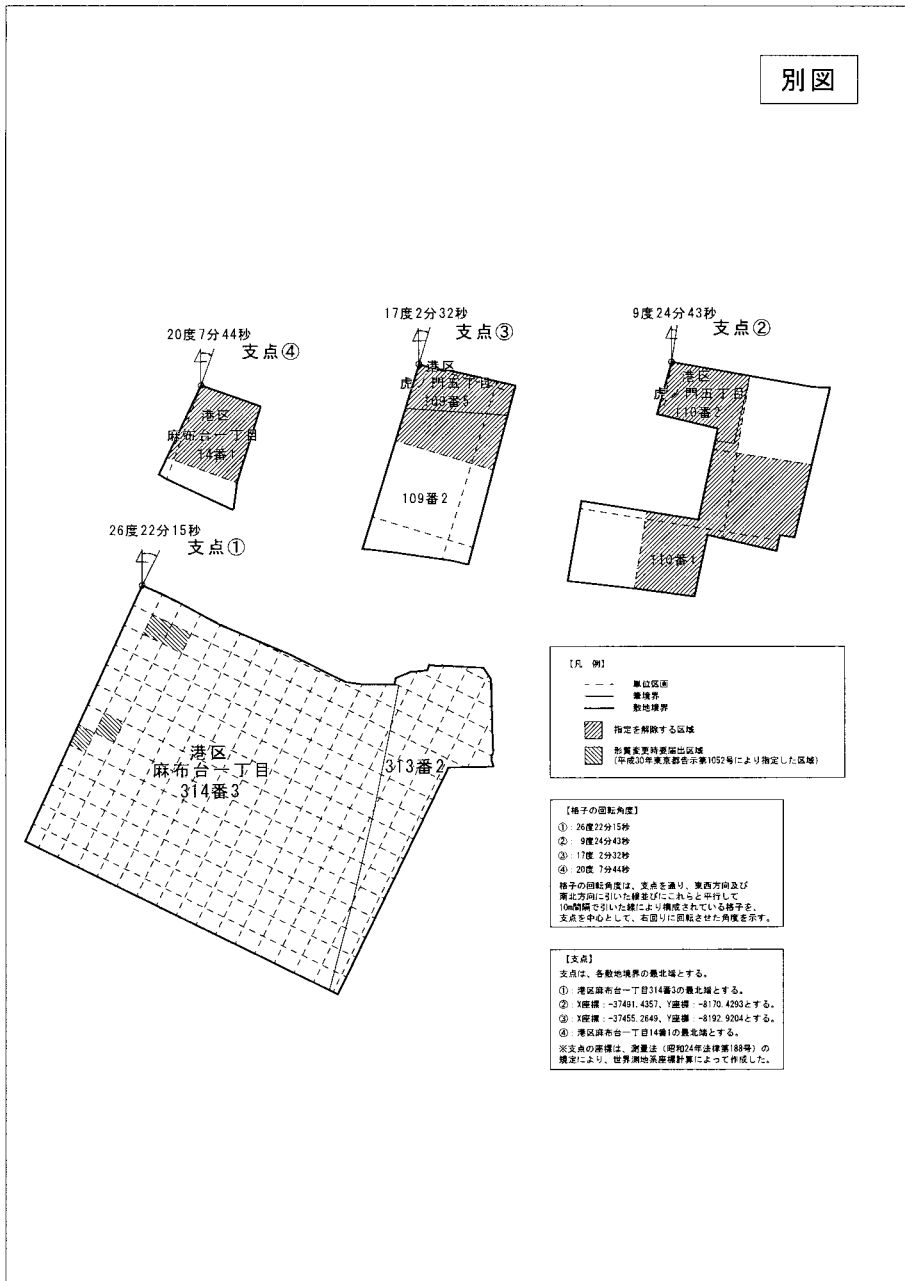
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一  
 第二項の規定により、平成三十年東京都告示第五百八  
 三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同  
 条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、  
 次のとおり告示する。

令和元年五月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(港区麻布台一丁目及び同区虎ノ門五丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



●東京都告示第二十三号

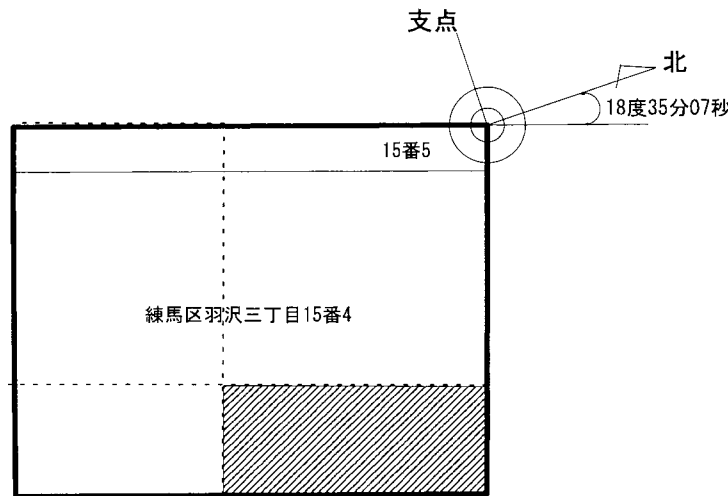
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第七百五十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年五月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（練馬区羽沢三丁目（目地内））
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- - - - 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 指定を解除する区域

【支点】  
支点は、練馬区羽沢三丁目15番5の最北端とする。

【格子の回転角度（18度35分07秒）】  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

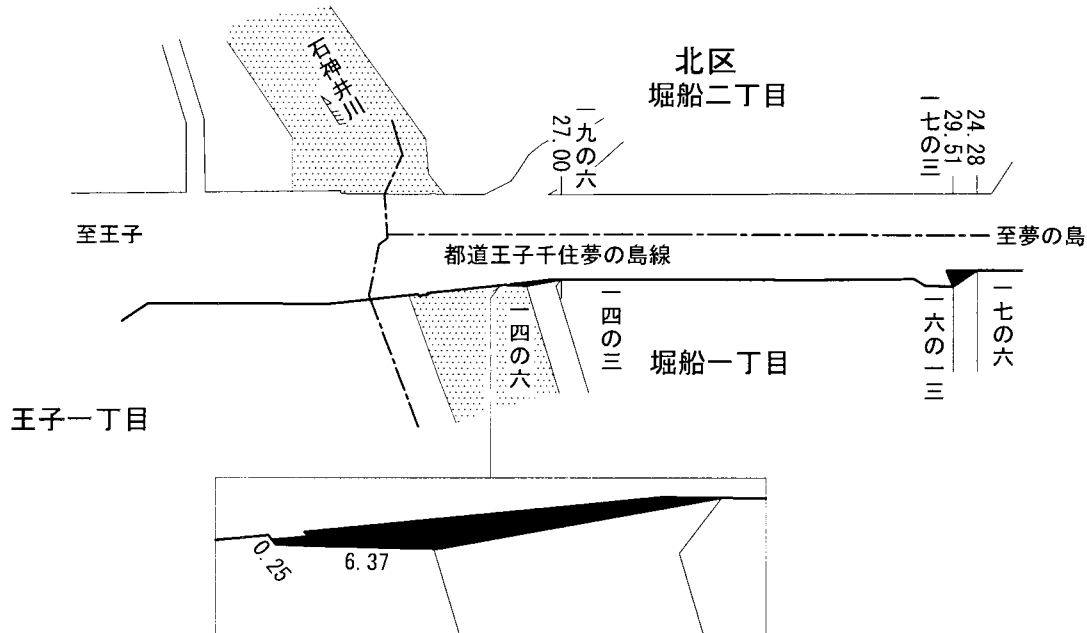
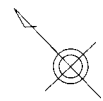
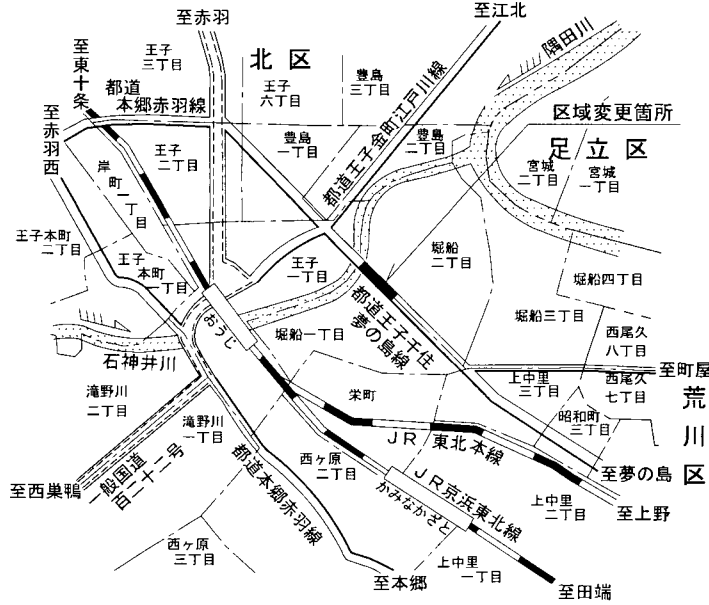
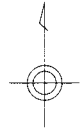
●東京都告示第二十四号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項  
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

別図

都道王子千住夢の島線区域変更略図  
 北区堀船一丁目地内

一般国道  
 都道  
 特別区道  
 編入区域  
 延長  
 面積

二八・四八メートル  
 三九・六五平方メートル



その関係図面は、令和元年五月十三日から起算して二週  
 間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 令和元年五月十三日  
 東京都知事 小池 百合子

- 一 路線名 王子千住夢の島
- 二 変更の区間 北区堀船一丁目十四番六地内から同所十  
七番六地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

告示 (選)

東京都選挙管理委員会告示第一号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和元年五月十三日

東京都選挙管理委員会

Table with 3 columns: 施設の名称, 所在地, 世田谷区希望丘ホーム, 世田谷区船橋六丁目二十五番二, 都市型軽費老人ホームトラスト希望丘, 世田谷区船橋六丁目二十五番二, 特別養護老人ホーム新泉サナホーム, 杉並区和泉二丁目四十四番十九号

東京都選挙管理委員会告示第二号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び漁業法施行令(昭和二十五年

政令第三十号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

令和元年五月十三日

東京都選挙管理委員会

Table with 3 columns: 施設の名称, 所在地, 都市型軽費老人ホームケアハウス浮間, 北区浮間三丁目二十五番二号

公告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和元年五月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称, 許可を受けた者の住所及び氏名

あきる野市三内字峰ヶ谷戸三十二番一の一部、同番二、三十三番一及び三十四番一, あきる野市館谷二百二十二番地九, 大多摩開発株式会社, 代表取締役 南澤 敏雄

羽村市羽加美四丁目千三百七十六番七及び千三百八十一番三から同番六まで, 練馬区石神井町二丁目二十六番十一号, 一建設株式会社, 代表取締役 堀口 忠美

立川市柏町二丁目三十四番三, 立川市柏町二丁目三十一番地の三

須崎 充勇

平成31年度(鳥しよ地区)防火管理講習及び

防災管理講習の実施について

消防法施行令(昭和36年政令第37号)第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理講習及び同令第47条第1項第1号に規定する防災管理講習を次のとおり行う。

令和元年5月13日

東京消防庁

消防総監 安藤 俊雄

1 講習の区分

甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習

2 受講対象者

消防法(昭和23年法律第186号)第8条に基づく防火管理義務対象物の防火管理者として選任される予定のある者及び同法第36条に基づく防災管理対象物の防災管理者として選任される予定のある者

3 講習の実施日時及び実施場所

(1) 実施日時

令和元年6月29日(土曜日)及び同月30日(日曜日)の2日間

両日とも午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新島村新島住民センター

新島村本村一丁目1番1号

4 受講申請の受付場所及び受付期間

(1) 受付場所

ア 東京都新島空港消防所

新島村字川原

イ 新島村役場総務課行政係

新島村本村一丁目1番1号

ウ 新島村役場若郷支所

新島村若郷1番4号

エ 新島村役場式根島支所

新島村式根島255番地1

(2) 受付期間

この公告の日から令和元年6月14日(金曜日)午後

5時まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京

都条例第10号)に定める休日を除く。)

5 問合せ先

東京消防庁予防部防火管理課試験講習係(電話03-

3255-2945)

発行所  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

